

平成 26 年 1 月から

記帳・帳簿などの保存制度 対象者が拡大されます

事業所得などを有する白色申告者に対する
現行の記帳・帳簿などの保存制度は、平成 26
年 1 月から対象者が拡大されます。

問い合わせ先

熊本東税務署個人課税第 1 部門 ☎ 369-5566
自動音声に従い「2」を選択してください。

対象になる人

事業所得、不動産所得または山林所得がある業務
を行う全ての人です。

※所得税の申告が必要でない人(住民税の申告のみを行う人)
も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

帳簿などの保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引
に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書
などの書類を保存する必要があります。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品 書、送り状、領収書などの書類	

記帳する内容

売り上げなどの収入金額、仕入れや経費に
関する事項の取引の年月日、売上先・仕入先
など相手方の名称、金額、日々の売り上げ・
仕入れ・経費の金額などを帳簿に記載します。

記帳は、一つ一つの取引ごとではなく日々
の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な
方法で記載してもよいことになっています。

個人事業者などの記帳説明会

白色申告者の記帳説明会を開催します。

対象者 営業等所得者

日 時 11 月 28 日(木)

● 午前部 午前 10 時～正午

● 午後部 午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場 所 御船町カルチャーセンター

上益城郡御船町木倉 1169



将来の年金額を増やしませんか？

国民年金の付加年金制度

少しでも年金額を増やしたいという人には付加
年金制度があります。定額保険料にプラスし
て付加保険料を納付すると、将来受け取る老齢基礎
年金に付加年金を上乗せして受給できる制度です。

付加保険料額 **400 円**(月額)

付加年金額 **200 円×納付月数**(年額)

例) 付加保険料(400 円)を4年間納付した場合

付加年金 200 円×48 か月＝年間 **9,600 円** が増額

●加入できる人

自営業者などの第 1 号被保険者が任意加入者。

※保険料免除や猶予を受けている人、国民年金基金加入
中の人は除きます。

他にも年金を増やす制度があります

○付加年金よりも、もっと増やしたい人には…

⇒ **国民年金基金**

○60 歳以上で年金額を満額受給に近づけたい人には…

⇒ **任意加入** ※加入条件があります。

申込・問い合わせ先

役場健康づくり推進課 国保年金係
熊本東年金事務所

国民年金基金に関しては…県国民年金基金

☎ 286-3111 内線 121 ～ 123

☎ 367-8144

☎ 0120-65-4192